

目 次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第4編 積算基準（水道維持管理編）	4-1
第1章 総 則	4-1
第1節 一般事項	4-1
1-1-1 適用範囲	4-1
1-1-2 適用基準	4-1
1-1-3 用語の定義	4-1
第2節 水道維持管理の積算基準	4-1
1-2-1 水道維持管理の積算基準の種類	4-1
第3節 水道維持管理の積算	4-2
1-3-1 積算方法	4-2
1-3-2 諸雑費及び端数処理	4-3
第2章 一般修繕工事（厚）	4-4
第1節 一般事項	4-4
2-1-1 適 用	4-4
2-1-2 一般修繕工事の請負工事費の構成	4-4
第2節 一般修繕工事の積算	4-4
2-2-1 一般修繕工事の積算方法	4-4
第3章 設備修繕工事（企）	4-5
第1節 一般事項	4-5
3-1-1 適 用	4-5
3-1-2 設備修繕工事の請負工事費の構成	4-5
第2節 設備修繕工事の積算	4-5
3-2-1 設備修繕工事の積算方法	4-5
第4章 設備点検業務委託（企）	4-11
第1節 一般事項	4-11
4-1-1 適 用	4-11
4-1-2 設備点検業務委託料の構成	4-11
第2節 設備点検業務委託の積算	4-11
4-2-1 設備点検業務委託の積算方法	4-11
第5章 管路点検業務委託（企）	4-15
第1節 一般事項	4-15
5-1-1 適 用	4-15
5-1-2 管路点検業務委託料の構成	4-15
第2節 管路点検業務委託の積算	4-15
5-2-1 管路点検業務委託の積算方法	4-15
第6章 コンクリート構造物点検業務委託（農）	4-18
第1節 一般事項	4-18
6-1-1 適用	4-18
6-1-2 コンクリート構造物点検業務委託料の構成	4-18

第2節	コンクリート構造物点検業務委託の積算	4-18
6-2-1	コンクリート構造物点検業務委託の積算方法	4-18
第7章	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）	4-19
第1節	一般事項	4-19
7-1-1	適用	4-19
7-1-2	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成	4-19
第2節	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算	4-19
7-2-1	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法	4-19
第8章	設計書の作成（水道維持管理編）（企）	4-21
第1節	水道維持管理の設計書作成	4-21
8-1-1	水道維持管理の設計書作成	4-21
8-1-2	内訳書の作成	4-21
8-1-3	簡易処理基準による場合の経費率	4-22

第4編 積算基準（水道維持管理編）

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1 適用範囲

本編は、愛知県企業庁が発注する水道施設の維持管理における修繕工事及び点検業務委託等の積算に適用する。

1-1-2 適用基準

本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省：厚）
- 2 積算基準及び歩掛表（土木工事編、港湾・漁港・海岸編）（愛知県企業庁：県）
- 3 土地改良工事等標準積算基準（愛知県農林基盤局：農）
- 4 愛知県企業庁（企）

1-1-3 用語の定義

1 修繕工事

施設が故障又は損傷した場合、原形に復するための工事又は損耗部品を取替える工事をいう。

- (1) 一般修繕工事：土木、建築構造物及び管路構造物等の修繕及び塗替塗装
- (2) 設備修繕工事：電気、計装、機械、無線等の設備の修繕

2 点検委託

施設が故障及び損傷しないための保全点検委託をいう。

- (1) 設備点検委託：電気、計装、機械、無線等の点検委託
- (2) その他の点検委託：(1)の設備点検を除く管路その他水道施設の点検

第2節 水道維持管理の積算基準

1-2-1 水道維持管理の積算基準の種類

愛知県企業庁が定める維持管理に関する積算基準の種類は以下のとおり。

工事及び業務の種類		
大分類	中分類	小分類
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事
		設備修繕工事
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託
		コンクリート構造物点検業務委託
		管路点検業務委託
		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託

第3節 水道維持管理の積算

1-3-1 積算方法

1 積算方法の種類

水道維持管理における修繕工事及び点検委託については、次の積算方法がある。

(1) 設計書

第1編「第2章 設計書の作成」により積算する方法

(2) 内訳書（簡易処理基準）

工事の内容が簡明で、特別な仕様を必要としない等の要件で、設計金額100万円以下となる修繕工事、業務委託を積算する方法

2 積算方法

各章の積算方法による他、以下に留意する。

(1) 材料費、労務費等の単価は、別冊「設計単価表」、県内他局（建設局等）で定めた単

価、「物価資料（建設物価、積算資料）」の順に積算し、歩掛は「積算基準及び歩掛表（水道編、土木工事編、港湾・漁港・海岸編）」又は「物価資料」により積算するとともに、「過去の実績」を考慮して積算する。なお、「物価資料」の積算方法は「第2編 2-2-1 材料費」により、労務費の積算方法は「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。

(2) 間接工事費、間接点検費、諸経費等について、「設計書」の積算は「本編 第2～6章」によるものとし、「内訳書（簡易処理基準）」の積算は「本編 8-1-3 簡易処理基準による場合の経費率」により積算する。

(3) 上記により積算できない場合は、見積とし、次項のとおりとする。

3 見積方法

(1) 見積の種類は次のとおり。

ア 全体見積

大部分の工種又は全部が積算できない場合は、「全体見積」を徴取することができる。

イ 部分見積

一部の工種で単価及び歩掛が「積算基準及び歩掛表」にない場合は、「部分見積」を徴取する。

(2) 見積り依頼内容

見積り依頼の内容は、業者が適正に見積りできるように、見積り範囲、見積り条件、仕様、同時発注台数等を明示する。

また、労務費については、公共工事設計労務単価の職種区分で見積りを取ることを。

(3) 見積の審査

ア 適正な見積のうち、県単価に置き換えできるものは単価を置き換える。

イ 部分見積における単価は平均価格、歩掛は平均価格を算出し、最頻度又は平均直近下位の価格を採用し、全体見積は平均価格を算出し、最頻度又は平均直近下位の価格を採用する。

ウ 1社からの見積の場合、下記のいずれかにより適正であることを確認する。

①過去の実績等と比較する。

②庁内における類似の物件における実績等と比較する。

③他社における類似の物件に対する見積により判定する。

④見積者から積算根拠等を徴取して妥当性を判定する。

1-3-2 諸雑費及び端数処理

1 一般修繕工事

(1) 諸雑費

諸雑費の取扱いは「第2編 2-2-5 諸雑費」による。

(2) 端数処理

直接工事費、間接工事費、一般管理費等、工事価格における「第2編 2-2-6 端数処理」による。

2 設備修繕

(1) 諸雑費

諸雑費の取扱いは「第2編 2-2-5 諸雑費」による。

(2) 端数処理

①直接工事費

ア 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円単位（1円未満切捨て）とする。

イ 代価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

ウ 明細表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

②間接工事費

ア 間接工事費の率計上の金額は1,000円単位（1,000円未満切り捨て）とする。

イ 間接工事費の積上げ計上の金額は、「① 直接工事費」による。

③諸経費及び工事価格

ア 契約保証費の金額は1円単位（1円未満切り捨て）とする。

イ 工事価格は以下のとおりとする。

1) 工事価格 1,000万円以上・・・10,000円単位

2) 工事価格 1,000万円未満・・・1,000円単位

ウ 工事価格の10,000円単位又は1,000円単位での調整は、諸雑費で行う。

3 業務委託

(1) 諸雑費

諸雑費の取扱いは「第2編 2-2-5 諸雑費」による。

(2) 端数処理

①直接点検費

ア 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円単位（1円未満切捨て）とする。

イ 代価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

ウ 明細表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

②間接点検費

ア 間接点検費の率計上の金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

イ 間接点検費の積上げ計上の金額は、「1 直接工事費」による。

ウ 現場管理費の率計上の金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

③諸経費又は一般管理費及び点検委託価格

ア 点検委託価格は以下のとおりとする。

1) 点検委託価格 1,000万円以上・・・10,000円単位

2) 点検委託価格 1,000万円未満・・・1,000円単位

イ 業務価格の10,000円単位又は1,000円単位での調整は、諸経費又は一般管理費で行う。

第2章 一般修繕工事（厚）

第1節 一般事項

2-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の一般修繕工事に適用する。

2-1-2 一般修繕工事の請負工事費の構成

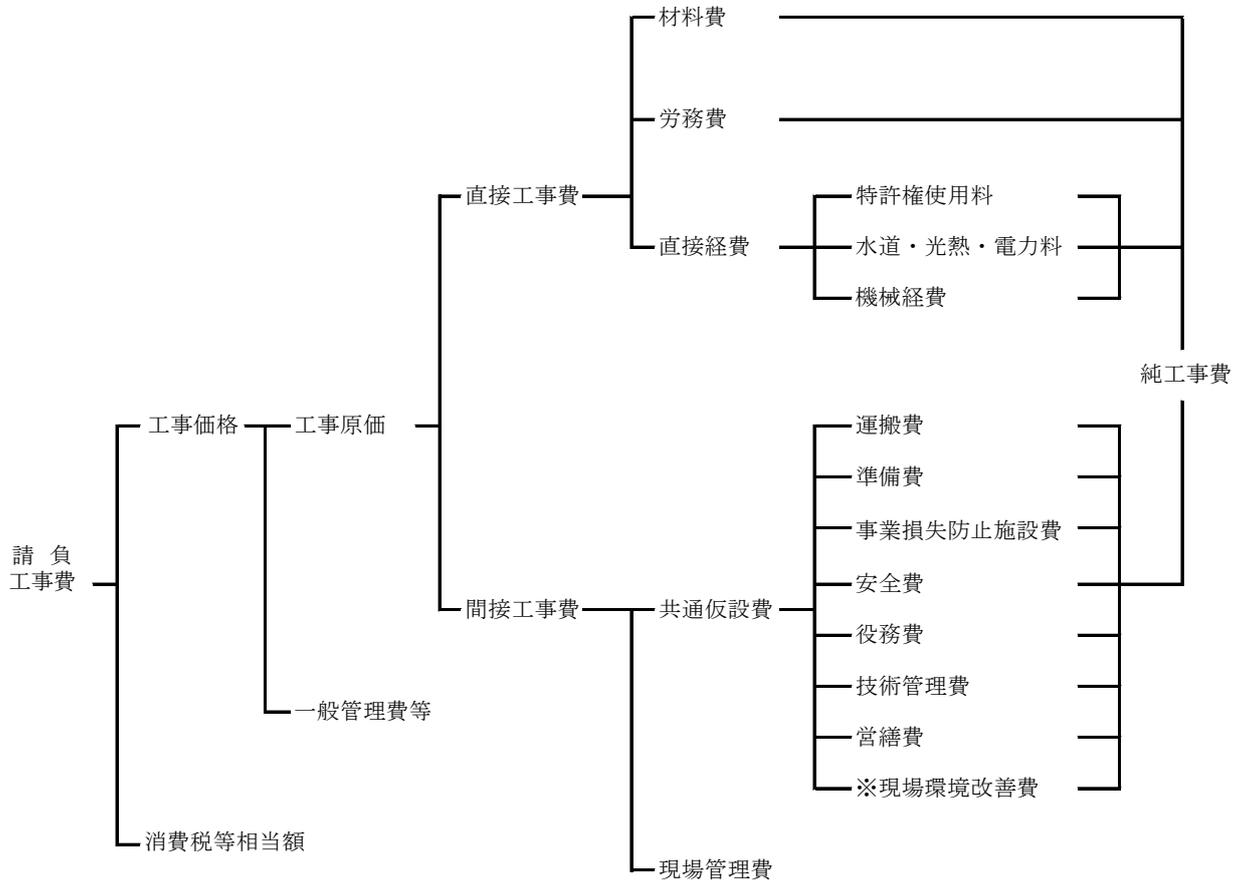
一般修繕工事の請負工事費の構成は下図のとおり。

第2節 一般修繕工事の積算

2-2-1 一般修繕工事の積算方法

一般修繕工事の積算方法は、「第2編 第2章 水土木工事の積算基準」のとおりとする。

ただし、単価、歩掛及び諸経費を見積りにより積算する場合は、「本編 1-3-2 積算方法」によるものとする。



※現場環境改善費は必要に応じて計上する。

第3章 設備修繕工事（企）

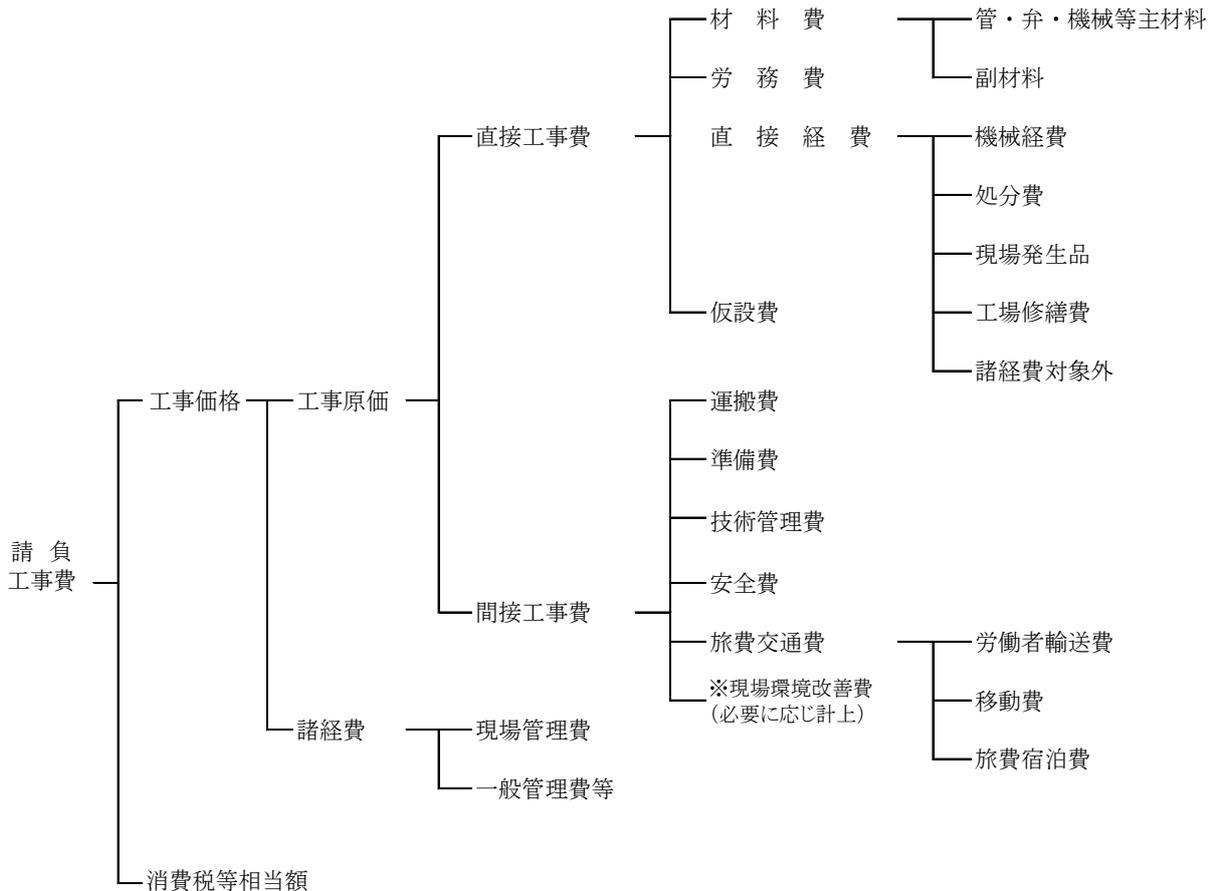
第1節 一般事項

3-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の設備修繕工事に適用する。

3-1-2 設備修繕工事の請負工事費の構成

設備修繕工事の請負工事費の構成は下図のとおり。



第2節 設備修繕工事の積算

3-2-1 設備修繕工事の積算方法

設備修繕工事の積算方法は、次のとおりとする。

なお、単価、歩掛及び諸経費を見積りにより積算する場合は、「本編 1-3-2 積算方法」によるものとする。

1 直接工事費

(1) 材料費

ア 管・弁・機械等主材料とは修繕に用いる主材料とする。

イ 副材料とは修繕に用いる部品類とする。

(2) 労務費

労務費の職種は「第5編 1-1-1 職種とその定義」による。

なお、労務単価の割り増しを行う場合は、「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。

(3) 直接経費

- ア 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、材料費、労務費に属さない費用である。
- イ 機械経費とは工事を施工するのに必要な機械器具の損料・燃料・雑材料である。
- ウ 処分費とは産廃処分に要する費用である。
- エ 現場発生品とはスクラップ（マイナス単価）である。
- オ 工場修繕費とは工場での修理・調整が必要な場合に計上することができる。
- カ 諸経費対象外
 - ①産廃処分税相当額(税のみ)
 - ②その他（工場修繕費輸送費、現場発生品輸送費、有料道路、上下水道料金）

(4) 仮設費

必要な費用を積上げ計上する。

2 間接工事費

(1) 運搬費

- 必要な費用を積み上げ計上する。
- 運搬起点は工事現場のある市町村の役場とする。
- 特殊な工事用機材等は、運搬起点を県庁とすることができる。

(2) 準備費

- ア 準備、跡片づけ、測量、丁張りに要する費用として、次式により率計上する。

(直接工事費－管・弁・機械等主材料－現場発生品－諸経費対象外)×0.017+8,000 円

- イ 必要な費用については、積上げにより計上できる。

(3) 技術管理費

- ア 出来形管理表、記録表、工事記録写真の作成費（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）として、次式により率計上する。

(直接工事費－管・弁・機械等主材料－現場発生品－諸経費対象外)×0.01

- イ 品質管理費等、必要な費用については、積上げにより計上できる。

(4) 安全費

- ア 一般的安全施設に要する費用として、次式により率計上する。

(直接工事費－管・弁・機械等主材料－現場発生品－諸経費対象外)×0.035

- イ 酸欠防止等必要な費用については、積上げにより計上できる。

(5) 旅費交通費

- ア 労務者輸送費として、次式により率計上する。

(直接工事費－管・弁・機械等主材料－現場発生品－諸経費対象外)×0.035

- イ 移動費

施設が分散している場合、下式により計上することができる。

$$\frac{\text{施設間距離合計(km)}}{30(\text{km/h})} \times \text{技師 2名 (日基準額の } \frac{1}{6} \text{ とする)}$$

- ウ 旅費宿泊費

技術者が現場に通勤可能な地区に常駐していない場合、旅費、宿泊費を計上することができる。

(6) 現場環境改善費

積算基準及び歩掛表（土木工事編）による。

ただし、 現場環境改善費対象額＝直接工事費－（管・弁・機械等主要材料×1/2）
－現場発生品
－工場修繕費
－諸経費対象外

3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）

(1) 算定式

設備修繕における諸経費は、「第2編 4-3-2 据付工事原価 2(2)現場管理費」及び「第2編 4-3-4 一般管理費等」によるものとし、次式により求める。

諸経費＝諸経費対象額×諸経费率

ただし、諸経費対象額＝直接工事費－（管・弁・機械等主要材料×1/2）－現場発生品
－工場修繕費－諸経費対象外

諸経费率は、別表-1のとおりとし、諸経费率又は限度額以内とする。

別表-1 設備修繕における諸経费率表(1/2)

諸経費対象額		諸経费率	諸経費限度額
500千円以下		73.50%	
500千円を超え	507千円以下	—	367千円
507千円	600千円以下	72.50%	
600千円	618千円以下	—	435千円
618千円	750千円以下	70.50%	
750千円	766千円以下	—	528千円
766千円	900千円以下	69.00%	
900千円	927千円以下	—	621千円
927千円	1,100千円以下	67.00%	
1,100千円	1,134千円以下	—	737千円
1,134千円	1,350千円以下	65.00%	
1,350千円	1,393千円以下	—	877千円
1,393千円	1,700千円以下	63.00%	
1,700千円	1,756千円以下	—	1,071千円
1,756千円	2,200千円以下	61.00%	
2,200千円	2,275千円以下	—	1,342千円
2,275千円	2,700千円以下	59.00%	
2,700千円	2,771千円以下	—	1,593千円
2,771千円	3,200千円以下	57.50%	
3,200千円	3,286千円以下	—	1,840千円
3,286千円	3,800千円以下	56.00%	
3,800千円	3,905千円以下	—	2,128千円
3,905千円	4,700千円以下	54.50%	
4,700千円	4,833千円以下	—	2,561千円
4,833千円	5,800千円以下	53.00%	
5,800千円	5,912千円以下	—	3,074千円
5,912千円	6,500千円以下	52.00%	

別表-1 設備修繕における諸経费率表(2/2)

諸経費対象額		諸経费率	諸経費限度額
6,500千円	〃 6,628千円 以下	—	3,380千円
6,628千円	〃 7,500千円 以下	51.00%	
7,500千円	〃 7,650千円 以下	—	3,825千円
7,650千円	〃 8,500千円 以下	50.00%	
8,500千円	〃 8,674千円 以下	—	4,250千円
8,674千円	〃 9,500千円 以下	49.00%	
9,500千円	〃 9,698千円 以下	—	4,655千円
9,698千円	〃 11,000千円 以下	48.00%	
11,000千円	〃 11,235千円 以下	—	5,280千円
11,235千円	〃 13,000千円 以下	47.00%	
13,000千円	〃 13,283千円 以下	—	6,110千円
13,283千円	〃 15,000千円 以下	46.00%	
15,000千円	〃 15,334千円 以下	—	6,900千円
15,334千円	〃 18,000千円 以下	45.00%	
18,000千円	〃 18,410千円 以下	—	8,100千円
18,410千円	〃 21,000千円 以下	44.00%	
21,000千円	〃 21,489千円 以下	—	9,240千円
21,489千円	〃 25,000千円 以下	43.00%	
25,000千円	〃 25,596千円 以下	—	10,750千円
25,596千円	〃 30,000千円 以下	42.00%	
30,000千円	〃 30,732千円 以下	—	12,600千円
30,732千円	〃 35,000千円 以下	41.00%	
35,000千円	〃 35,875千円 以下	—	14,350千円
35,875千円	〃 42,000千円 以下	40.00%	
42,000千円	〃 43,077千円 以下	—	16,800千円
43,077千円	〃 50,000千円 以下	39.00%	
50,000千円	〃 51,316千円 以下	—	19,500千円
51,316千円	〃 60,000千円 以下	38.00%	
60,000千円	〃 61,622千円 以下	—	22,800千円
61,622千円	〃 75,000千円 以下	37.00%	
75,000千円	〃 77,084千円 以下	—	27,750千円
77,084千円	〃 90,000千円 以下	36.00%	
90,000千円	〃 91,268千円 以下	—	32,400千円
91,268千円	〃 100,000千円 以下	35.50%	
100,000千円	〃 101,429千円 以下	—	35,500千円
101,429千円を超えるもの		35.00%	

(2) 契約保証費

契約保証費を計上する必要がある場合は、別表-2により加算する。

別表第-2 契約保証に係る諸経費率の補正

保証の方法	補正值 (%)
ケース1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3 : ケース1及び2以外の場合。	補正しない

- 注) 1. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。
2. 契約保証費は変更設計しないものとする。
3. 契約保証費を計上する工事は、請負工事費(設計金額)5百万以上の工事とする。

4 消費税等相当額

消費税及び地方消費税相当分を計上。

第4章 設備点検業務委託（企）

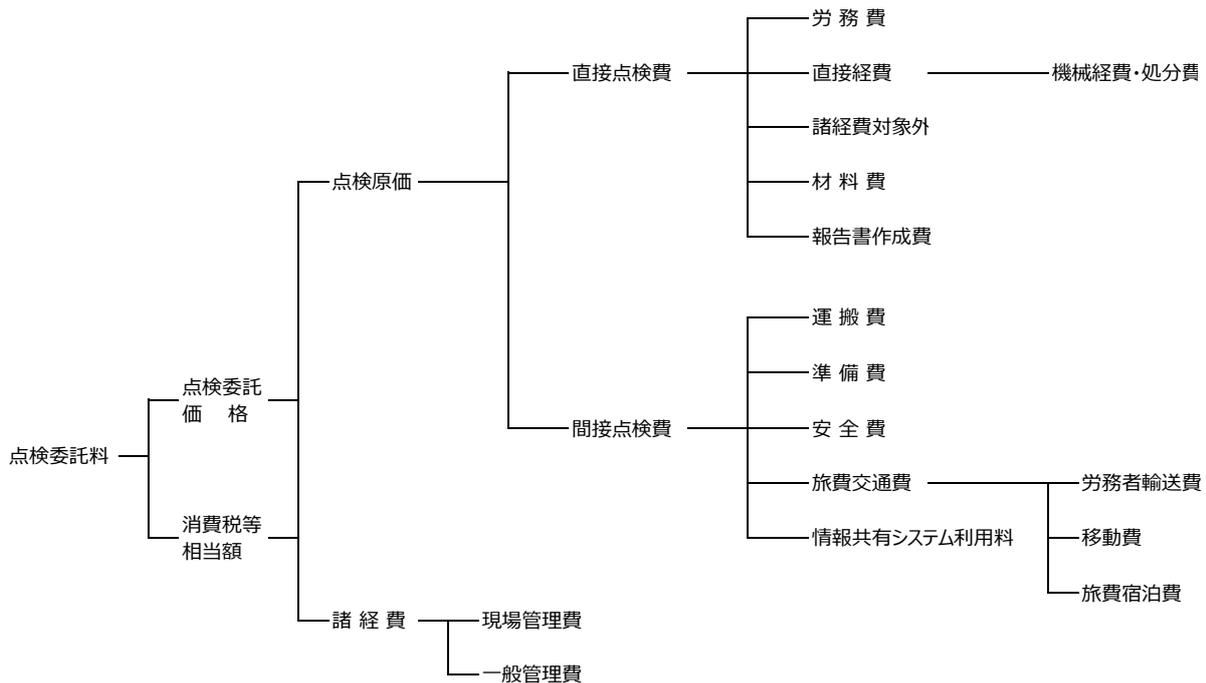
第1節 一般事項

4-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の設備点検業務委託に適用する。

4-1-2 設備点検業務委託料の構成

設備点検業務委託料の構成は下図のとおり。



第2節 設備点検業務委託の積算

4-2-1 設備点検業務委託の積算方法

1 直接点検費

(1) 労務費

労務費の職種は技師、主任技師を標準とする。

機器点検における歩掛りの技師10名につき、主任技師1名計上することが出来る。

ただし、消防設備点検については建築保全業務労務によるものとし、技師を保全技術員、主任技師を保全技師補に読み替える。また建築保全業務労務単価は国からの通知による。

(2) 直接経費

ア 直接必要とする経費とし、材料費、労務費に属さない費用である。

イ 機械経費とは委託を施行するのに必要な機械器具の損料・燃料・雑材料である。

ウ 処分費とは産廃処分に要する費用である。

(3) 諸経費対象外

ア 産廃処分税相当額(税のみ)

イ その他

(4) 材料費

点検に通常必要な材料費として次式により率計上する。

$$(\text{労務費} + \text{機械経費} \cdot \text{処分費}) \times 0.03$$

(5) 報告書作成費

点検の報告書作成費として、次式により率計上する。

$$(\text{労務費} + \text{機械経費} \cdot \text{処分費}) \times 0.02 + 4,000 \text{ 円}$$

2 間接点検費

(1) 運搬費

必要な費用を積み上げ計上する。

運搬起点は委託現場のある市町村の役場とする。

特殊な点検用機材等は、運搬起点を県庁とすることができる。

(2) 準備費

ア 一般的準備費に要する費用として、次式により率計上する。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.017 + 8,000 \text{ 円}$$

イ 必要な費用については、積上げにより計上できる。

(3) 安全費

ア 一般的安全施設に要する費用として、次式により率計上する。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.035$$

イ 酸欠防止等必要な費用については、積上げにより計上することができる。

(4) 旅費交通費

ア 労務者輸送費として、次式により率計上する。

$$((\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.035 + 3,000 \text{ 円})$$

イ 移動費

施設が分散している場合、下式により計上することができる。

$$\frac{\text{施設間距離合計 (km)}}{30 \text{ (km/h)}} \times \text{技師 2 名 (日基準額の } \frac{1}{6} \text{ とする)}$$

ウ 旅費宿泊費

技術者が現場に通勤可能な地区に常駐していない場合、旅費、宿泊費を計上することができる。

(5) 情報共有システム利用料

あいち建設情報共有システム利用料（原則システム利用とし、積み上げ）

3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）

(1) 算定式

設備点検業務委託における諸経費は、次式により求める。

$$\text{諸経費} = \text{諸経費対象額} \times \text{諸経费率}$$

ただし、諸経費対象額 = 直接点検費 - 諸経費対象外

諸経費率は、別表-3のとおりとし、諸経費率又は限度額以内とする。

別表-3 設備点検業務委託における諸経費率表(1/2)

諸経費対象額	諸経費率	諸経費限度額
500千円以下	73.50%	
500千円を超え 507千円以下	—	367千円
507千円 " 600千円以下	72.50%	
600千円 " 618千円以下	—	435千円
618千円 " 750千円以下	70.50%	
750千円 " 766千円以下	—	528千円
766千円 " 900千円以下	69.00%	
900千円 " 927千円以下	—	621千円
927千円 " 1,100千円以下	67.00%	
1,100千円 " 1,134千円以下	—	737千円
1,134千円 " 1,350千円以下	65.00%	
1,350千円 " 1,393千円以下	—	877千円
1,393千円 " 1,700千円以下	63.00%	
1,700千円 " 1,756千円以下	—	1,071千円
1,756千円 " 2,200千円以下	61.00%	
2,200千円 " 2,275千円以下	—	1,342千円
2,275千円 " 2,700千円以下	59.00%	
2,700千円 " 2,771千円以下	—	1,593千円
2,771千円 " 3,200千円以下	57.50%	
3,200千円 " 3,286千円以下	—	1,840千円
3,286千円 " 3,800千円以下	56.00%	
3,800千円 " 3,905千円以下	—	2,128千円
3,905千円 " 4,700千円以下	54.50%	
4,700千円 " 4,833千円以下	—	2,561千円
4,833千円 " 5,800千円以下	53.00%	
5,800千円 " 5,912千円以下	—	3,074千円
5,912千円 " 6,500千円以下	52.00%	
6,500千円 " 6,628千円以下	—	3,380千円
6,628千円 " 7,500千円以下	51.00%	
7,500千円 " 7,650千円以下	—	3,825千円
7,650千円 " 8,500千円以下	50.00%	
8,500千円 " 8,674千円以下	—	4,250千円
8,674千円 " 9,500千円以下	49.00%	
9,500千円 " 9,698千円以下	—	4,655千円
9,698千円 " 11,000千円以下	48.00%	
11,000千円 " 11,235千円以下	—	5,280千円
11,235千円 " 13,000千円以下	47.00%	

別表-3 設備点検業務委託における諸経费率表(2/2)

諸経費対象額		諸経费率	諸経費限度額
13,000千円	〃 13,283千円以下	—	6,110千円
13,283千円	〃 15,000千円以下	46.00%	
15,000千円	〃 15,334千円以下	—	6,900千円
15,334千円	〃 18,000千円以下	45.00%	
18,000千円	〃 18,410千円以下	—	8,100千円
18,410千円	〃 21,000千円以下	44.00%	
21,000千円	〃 21,489千円以下	—	9,240千円
21,489千円	〃 25,000千円以下	43.00%	
25,000千円	〃 25,596千円以下	—	10,750千円
25,596千円	〃 30,000千円以下	42.00%	
30,000千円	〃 30,732千円以下	—	12,600千円
30,732千円	〃 35,000千円以下	41.00%	
35,000千円	〃 35,875千円以下	—	14,350千円
35,875千円	〃 42,000千円以下	40.00%	
42,000千円	〃 43,077千円以下	—	16,800千円
43,077千円	〃 50,000千円以下	39.00%	
50,000千円	〃 51,316千円以下	—	19,500千円
51,316千円	〃 60,000千円以下	38.00%	
60,000千円	〃 61,622千円以下	—	22,800千円
61,622千円	〃 75,000千円以下	37.00%	
75,000千円	〃 77,084千円以下	—	27,750千円
77,084千円	〃 90,000千円以下	36.00%	
90,000千円	〃 91,268千円以下	—	32,400千円
91,268千円	〃 100,000千円以下	35.50%	
100,000千円	〃 101,429千円以下	—	35,500千円
101,429千円を超えるもの		35.00%	

4 消費税等相当額

消費税及び地方消費税相当分を計上。

第5章 管路点検業務委託（企）

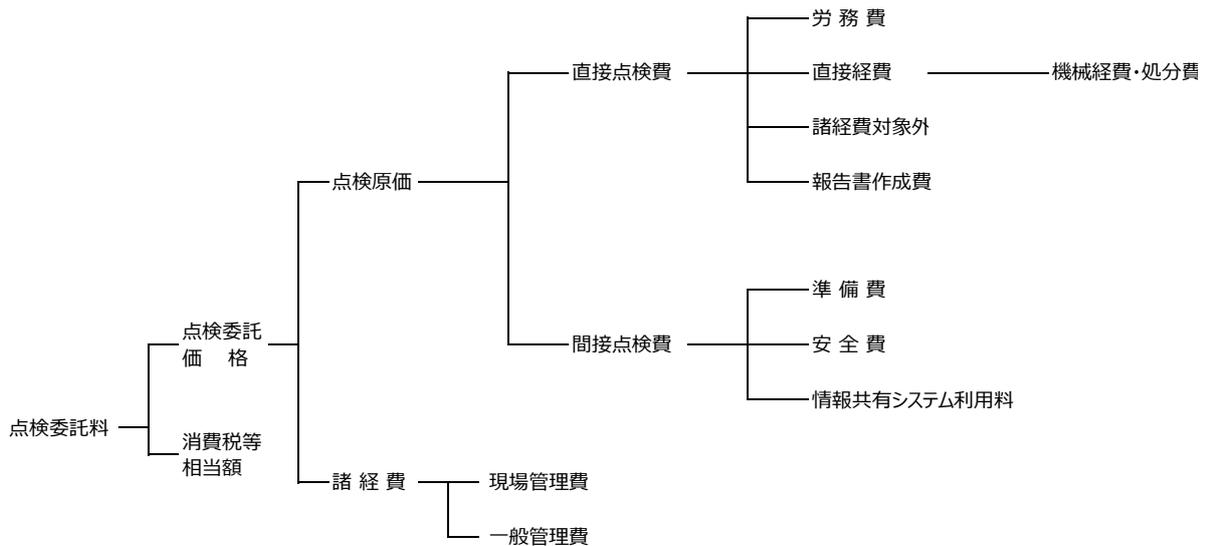
第1節 一般事項

5-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の管路点検業務委託に適用する。

5-1-2 管路点検業務委託料の構成

管路点検業務委託料の構成は下図のとおり。



第2節 管路点検業務委託の積算

5-2-1 管路点検業務委託の積算方法

1 直接点検費

(1) 労務費

労務費の職種は「第5編 1-1-1 職種とその定義」による。

(2) 直接経費

ア 直接必要とする経費とし、材料費、労務費に属さない費用である。

イ 機械経費とは委託を施行するのに必要な機械器具の損料・燃料・雑材料である。

ウ 処分費とは産廃処分に要する費用である。

(3) 諸経費対象外

ア 産廃処分税相当額(税のみ)

イ その他

(4) 報告書作成費

点検の報告書作成費として、次式により率計上する。

$$(\text{労務費} + \text{機械経費} \cdot \text{処分費}) \times 0.02 + 4,000 \text{ 円}$$

2 間接点検費

(1) 準備費

準備費に要する費用として、次式により率計上する。
ただし、準備費率は、別表-4のとおりとする。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times \text{準備費率} + 8,000 \text{ 円}$$

別表-4 管路点検における準備費率

水替箇所	準備費率	備考
少ない	0.028	$T \leq 1/3$
普通	0.049	$1/3 < T \leq 2/3$
多い	0.070	$2/3 < T$

(注) $T = \text{水替箇所} / \text{点検箇所}$

(2) 安全費

必要な費用については、積上げにより計上することができる。

(注) 管路点検工の歩掛には、酸欠防止測定費用と保安設備費用が含まれている。

(3) 建設情報共有システム利用料

あいち建設情報共有システム利用料（原則システム利用とし、積み上げ）

3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）

(1) 現場管理費

管路点検業務委託における現場管理費は、次式により求める。

$$\text{現場管理費} = \text{現場管理費対象額} \times \text{現場管理費率}$$

ただし、現場管理費対象額 = 直接点検費 - 諸経費対象外

現場管理費率は、別表-5のとおりとし、現場管理費率又は限度額以内とする。

別表-5 管路点検・沈でん池清掃・樹木管理業務委託における現場管理費率表

現場管理費対象額	現場管理費率	現場管理費限度額
500 千円 以下	25.5%	
500 千円 を超え 607 千円 以下	—	127 千円
607 千円 " 1,000 千円 以下	21.0%	
1,000 千円 " 1,200 千円 以下	—	210 千円
1,200 千円 " 2,000 千円 以下	17.5%	
2,000 千円 " 2,500 千円 以下	—	350 千円
2,500 千円 " 5,000 千円 以下	14.0%	
5,000 千円 " 5,600 千円 以下	—	700 千円
5,600 千円 " 10,000 千円 以下	12.5%	
10,000 千円 " 11,250 千円 以下	—	1,350 千円
11,250 千円 " 20,000 千円 以下	12.0%	
20,000 千円 " 24,000 千円 以下	—	2,400 千円

24,000 千円	〃	50,000 千円 以下	10.0%
-----------	---	--------------	-------

(2) 一般管理費

管路点検業務委託における一般管理費は、次式により求める。

$$\text{一般管理費} = \text{一般管理費対象額} \times \text{一般管理費率}$$

ただし、一般管理費対象額 = 直接点検費 + 現場管理費 - 諸経費対象外

一般管理費率は、別表-6 のとおりとし、一般管理費率は限度額以内とする。

別表-6 管路点検・沈でん池清掃・樹木管理業務委託における一般管理費率表

一般管理費対象額		一般管理費率	一般管理費限度額
500 千円 以下の場合		20.0%	
500 千円 を超え	607 千円 以下	—	100 千円
607 千円	〃 1,000 千円 以下	16.5%	
1,000 千円	〃 1,032 千円 以下	—	165 千円
1,032 千円	〃 5,000 千円 以下	16.0%	
5,000 千円	〃 5,926 千円 以下	—	800 千円
5,926 千円	〃 10,000 千円 以下	13.5%	
10,000 千円	〃 10,770 千円 以下	—	1,400 千円
10,770 千円	〃 20,000 千円 以下	13.0%	
20,000 千円	〃 20,800 千円 以下	—	2,600 千円
20,800 千円	〃 50,000 千円 以下	12.5%	

4 消費税等相当額

消費税及び地方消費税相当分を計上。

第6章 コンクリート構造物点検業務委託（農）

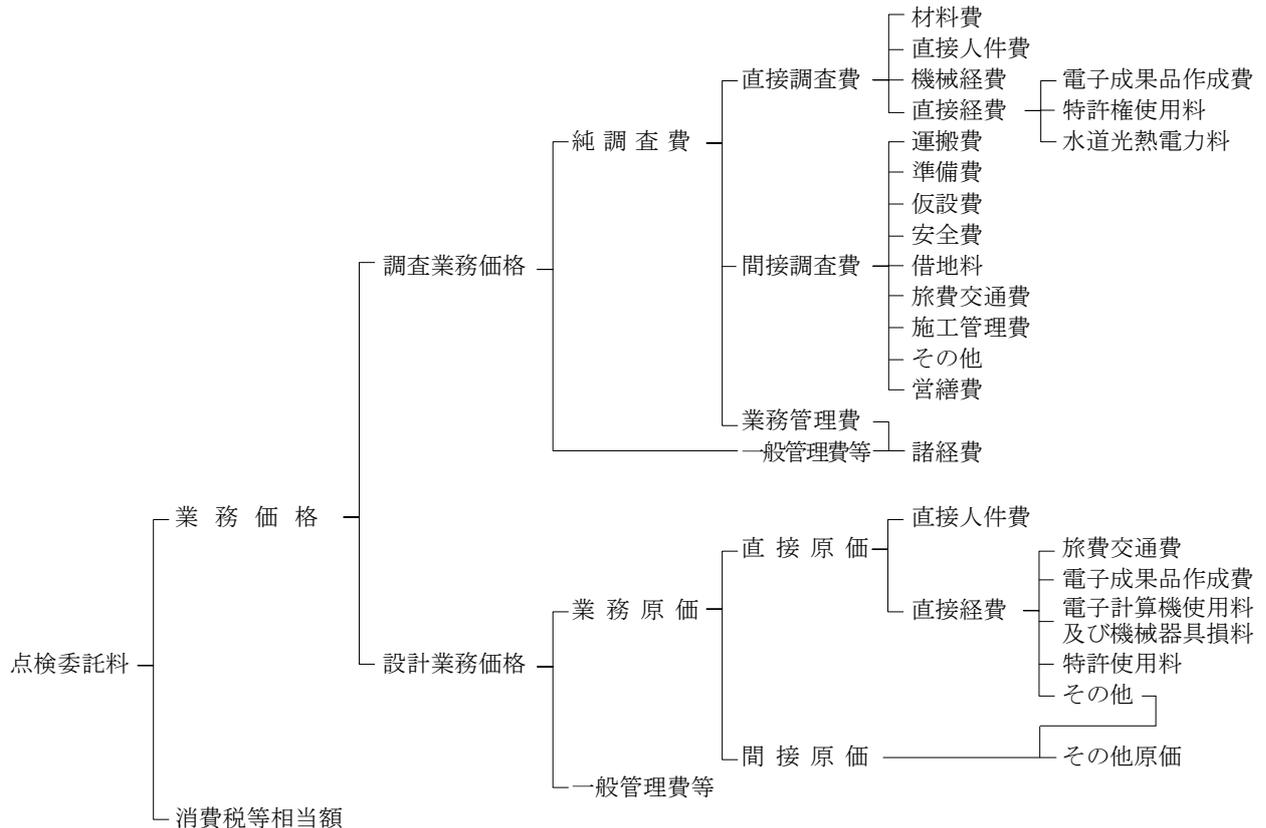
第1節 一般事項

6-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する浄水場等の水道施設のコンクリート構造物点検業務委託に適用する。

6-1-2 コンクリート構造物点検業務委託料の構成

コンクリート構造物点検業務委託料の構成は下図のとおり。



上記における詳細な構成は、「調査業務価格」においては「地質調査業務の積算基準」に準じるものとし、「設計業務価格」においては「設計業務の積算基準」に準じるものとする。

第2節 コンクリート構造物点検業務委託の積算

6-2-1 コンクリート構造物点検業務委託の積算方法

1 調査業務価格

調査業務価格は現場における各種調査、試験の実施に必要な費用であり、積算方法は「第3編 第3章 地質調査業務委託」のとおりとする。

2 設計業務価格

設計業務価格は解析、判定、対策等の検討を実施する費用であり、積算方法は「第3編 第4章 設計業務委託」のとおりとする。

3 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当額分とする。

第7章 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）

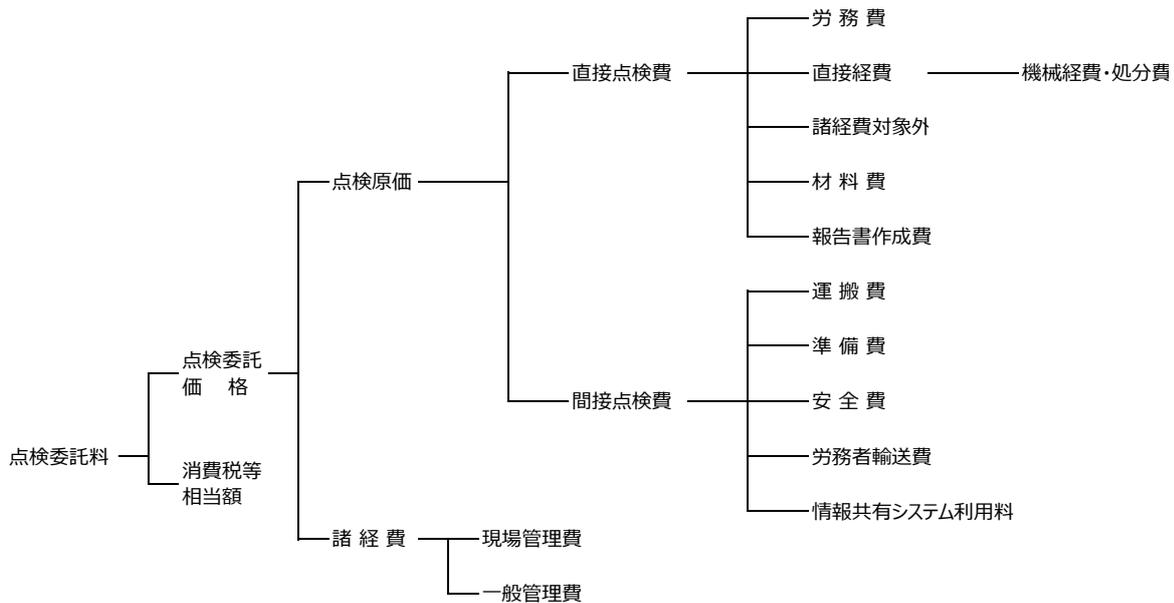
第1節 一般事項

7-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道施設の沈澱池清掃及び樹木管理点検業務委託に適用する。

7-1-2 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成

沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成は下図のとおり。



第2節 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算

7-2-1 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法

1 直接点検費

(1) 労務費

労務費の職種は「第5編 1-1-1 職種とその定義」による。

(2) 直接経費

ア 直接必要とする経費とし、材料費、労務費に属さない費用である。

イ 機械経費とは委託を施行するのに必要な機械器具の損料・燃料・雑材料である。

ウ 処分費とは産廃処分に要する費用である。

(3) 諸経費対象外

ア 産廃処分税相当額(税のみ)

イ その他

(4) 材料費

特に必要な場合は計上することができる。

(5) 報告書作成費

点検の報告書作成費として、次式により率計上する。

$$(\text{労務費} + \text{機械経費} \cdot \text{処分費}) \times 0.01$$

2 間接点検費

(1) 運搬費

必要な費用を積み上げ計上する。

運搬起点は委託現場のある市町村の役場とする。

特殊な点検用機材等は、運搬起点を県庁とすることができる。

(2) 準備費

準備費に要する費用として、次式により率計上する。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.028 + 8,000 \text{ 円}$$

(3) 安全費

ア 一般的安全施設に要する費用として、次式により率計上する。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.035$$

イ 酸欠防止・転落防止等必要な費用については、積上げにより計上することができる。

(4) 労務者輸送費

労務者輸送費に要する費用として、次式により率計上する。

$$(\text{直接点検費} - \text{諸経費対象外}) \times 0.035 + 3,000 \text{ 円}$$

(5) 情報共有システム利用料

あいち建設情報共有システム利用料（必要に応じてシステム利用とし、積み上げ）

3 諸経費

(1) 現場管理費

沈澱池清掃及び樹木管理業務委託における現場管理費は、次式により求める。

$$\text{現場管理費} = \text{現場管理費対象額} \times \text{現場管理費率}$$

ただし、現場管理費対象額 = 直接点検費 - 諸経費対象外

現場管理費率は、別表-5のとおりとし、現場管理費率又は限度額以内とする。

(2) 一般管理費

沈澱池清掃及び樹木管理業務委託における一般管理費は、次式により求める。

$$\text{一般管理費} = \text{一般管理費対象額} \times \text{一般管理費率}$$

ただし、一般管理費対象額 = 直接点検費 + 現場管理費 - 諸経費対象外

一般管理費率は、別表-6のとおりとし、一般管理費率又は限度額以内とする。

4 消費税等相当額

消費税及び地方消費税相当分を計上。

第 8 章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）

第 1 節 水道維持管理の設計書作成

8-1-1 水道維持管理の設計書作成

1 設計書

水道維持管理における修繕工事及び業務委託の設計書作成は、「第 1 編 第 2 章 第 1 節 設計書の作成」の他、「第 2 編 第 5 章 設計書の作成（水道建設工事）」を参考とする。

2 内訳書

内訳書の作成は、「本章 8-1-2 内訳書の作成」のとおり。

8-1-2 内訳書の作成

内訳書の様式は以下のとおりとする。

例) 金入り内訳書

内 訳 書				
件 名	〇〇設備修繕工事			
項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
材 料 費		円	円	
検出部	1 個	145,000	145,000	
ダイヤフラム	2 個	9,700	19,400	
Uボルト	1 個	640	640	
小 計			165,040	
労 務 費				
技 師	4 人	30,000	120,000	参考歩掛
小 計			120,000	
直接工事費計			285,040	
諸 経 費	1 式		174,960	175,787
工事価格			460,000	
消費税相当額			46,000	
合 計			506,000	

金抜き内訳書は、単価と金額を明示しない。

また、歩掛部分（見積りを含む）は、人工数量を明示し、備考欄に「参考歩掛」と明示する。ただし、その人工数量の出来高を確認する必要がある場合は「参考歩掛」の明示はしない。

8-1-3 簡易処理基準による場合の経費率

簡易処理基準による場合の経費率は、次のとおりとする。

1 経費率

(1) 一般修繕の経費率は下表による。

対 象 額		経費（間接工事費＋一般管理費）率
74千円以下の場合		115.0%以内
74千円を超え	100千円以下	84千円以内
100	162	84.0% "
162	199	136千円以内
199	712	68.6% "
712	773	488千円以内
773	902	63.2% "
902	1,012	570千円以内
1,012	1,279	56.4% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管材費×1/2）

2. その他特に積上げが必要なものについては、一般修繕工事の費目内容に準ずる。

(2) 設備修繕の経費率は下表による。

対 象 額		経費（間接工事費＋諸経費）率
1,000千円以下の場合		86.8%以内
1,000千円を超え	1,012千円以下	868千円以内
1,012	1,077	85.8% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管・弁・機械等主材料×1/2）

ただし、副材料（部品類及び主材料として積上が不適当なものは全額対象とすることが出来る。

2. その他特に積上げが必要なものについては設備修繕工事の費目内容に準ずる。

(3) 設備点検の経費率は下表による。

対 象 額		経費（間接点検費＋諸経費）率
1,000千円以下の場合		84.4%以内
1,000千円をこえ	1,015千円以下	844千円以内
1,015	1,092	83.2% "

注1. その他特に積上げが必要なものについては、設備点検委託の費目内容に準ずる。

(4) 管路点検・沈でん池清掃・樹木管理委託の経費率は下表による。

対 象 額		経費（間接点検費＋諸経費）率
774千円以下の場合		55.1%以内
774千円をこえ	852千円以下	426千円以内
852	1,000	50.1% "
1,000	1,124	500千円以内
1,124	1,385	44.5% "

注1. その他特に積上げが必要なものについては、管路点検委託、沈でん池清掃委託、樹木管理委託の費目内容に準ずる。

2 端数処理

(1) 諸雑費

諸雑費の取扱いは「本編 1-3-2 諸雑費」による。ただし、歩掛見積等により単価表を計上する場合は、諸雑費を計上しないことができることとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。

また、明細表を作成する場合は、諸雑費を計上しない。

(2) 端数処理

① 直接工事費、直接点検費、間接工事費、間接点検費

内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

② 諸経費、工事価格又は点検委託価格

工事価格又は点検委託価格は、1,000円単位とし、1,000円単位での調整は、諸経費で行う。（8-1-2 内訳書の作成 例）金入り内訳書 参照）